

石川県における水資源の供給源としての 森林の保全に関する条例に基づき

平成25年
10月1日
より

森林の土地取引には 事前の届出が必要です。



水資源の供給源としての森林の保全に関し、
県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、
森林の土地の所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、
森林の有する水源涵養機能の維持に寄与することを目的としています。

～水資源を保全するための関係者の責務～

県の義務

森林の保全に関する
施策を効果的に推進

土地所有者等の 責務

森林の適正な
管理経営により
水源涵養機能の
維持増進

県民の責務

森林の保全に
対する理解等や
県の施策への協力

市町との 連携等

県は市町と
連携協力するとともに
必要があると
認めるときは協力を
要請